

平成28年7月7日

任期付研究員（食品保健機能研究部食品機能研究室長）の公募について

1. 職名及び人員

食品保健機能研究部食品機能研究室長（任期付・招聘型） 1名

2. 業務内容及び当方の希望条件

(1) 業務内容

食品保健機能研究部では、食品の成分分析、食品中の栄養素の生理機能の評価と表示の在り方の検討ならびに食品の安全性・有効性評価を通して、人びとの食の安全を確保するための調査・研究を実施している。食品機能研究室の役割は、健康食品等の健康志向に基づく食品の安全かつ適切な利用のための調査・研究を行うことである。具体的には、食品及び食品中に含まれる食品成分について、細胞、疾病モデル動物、ヒトを対象とした機能性評価及び健康影響評価に関する調査・研究を行うとともに、食品の安全確保のための調査・研究を行う。

(2) 当方の希望条件

ア 食品ならびに食品成分の機能性を評価するとともに、その健康影響について細胞、動物、ヒトを対象とした調査・研究ができる者。

イ 国際的動向を踏まえ、食品の機能性評価に関する業務及び調査・研究を積極的に行うことができる者。

ウ 消費者庁等の行政担当官との連絡調整を中心となってい、研究室内外の業務の運営を円滑に進めるためのコミュニケーション能力を有する者。

エ 栄養学、農学、医歯薬学等の関連分野の博士の学位を有する者

3. 提出書類

(1) 履歴書（写真貼付）

(2) これまでの研究成果の概要（800字以内）

(3) 研究業績等一覧（目録）

様式は、当研究所のホームページを参照。

ホームページアドレス：<http://www0.nih.go.jp/eiken/info/besshi.pdf>

（研究員公募）

※同じ内容のものであれば異なる様式でも差し支えない。

(4) 主要論文別刷（5編以内）

(5) 今後の抱負（1200字以内）

4. 応募締切日

平成28年8月31日（水） 17:00必着

5. 採用予定日

平成29年4月1日（予定）

6. 任用予定期間

採用日から平成34年3月31日まで（6か月間の試用期間を含む）

7. 処遇

給与及び勤務条件等については、当研究所の「任期付研究員の採用及び給与に関する規程」によります。

【給与について】

俸給月額 393,000円（予定）

支給される手当

地域手当（俸給月額の20%）

通勤手当

期末手当（年2回）

※ 給与については、国家公務員に準拠し改定されます。

※ 給与規程は以下のアドレスで確認できます。

ホームページアドレス：http://www0.nih.go.jp/eiken/about/kan_top.html

（情報公開＞関連法規等 を参照）

※ 国立健康・栄養研究所就業規則により、定年は60歳となっております。

8. 書類提出先

〒162-8636 東京都新宿区戸山1-23-1

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

国立健康・栄養研究所 所長 古野純典

※ 応募書類の封筒には「食品保健機能研究部食品機能研究室長応募」と朱書きのうえ、当職宛「親展」とし、書留にて郵送すること。

9. 問い合わせ先

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

総務部健康研総務課長 東内

電話：03-3203-5721（内 4004）メール：tounai@nih.go.jp

10. その他

選考の過程において面接することもある。ただし、その際の旅費等については応募者の負担とする。

なお、内閣府まち・ひと・しごと創生本部において「国立健康・栄養研究所（東京都新宿区）の全部移転に向けて、移転の詳細や地元の受け入れ体制について、大阪府と厚生労働省・当該機関の間で調整を行い、平成28年度中に成案を得ることとする。」との政府関係機関移転基本方針が平成28年3月22日に決定されている。